

令和3年度分の 保険税(料)納付書を送付します ＝納期内納付にご協力を＝

「国民健康保険税納税通知書」と「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を7月中旬に郵送します。納付の際は、納付する期分の納付書を確認のうえ忘れずにお持ちください。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している方は、「給付を受ける権利」と同時に「保険税を納める義務」があります。保険税は、国民健康保険制度を支える貴重な財源です。納期限までに納付しましょう。

保険税率

保険税率は、納税通知書と同封のリーフレットをご覧ください。(令和2年度と同率)

納付方法(2種類)

- ・年金から天引きの「特別徴収」
- ・口座振替や納付書による窓口納付、インターネットを利用した納付の「普通徴収」

特別徴収

次のすべての要件に該当した場合、特別徴収の対象となります。

- ・世帯主を含めた国民健康保険加入者全員が65歳～74歳の世帯
- ・年金受給額が年額18万円以上
- ・国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超えない

※特別徴収対象者で、保険税を確実に納付されていた方は、市に申し出ることにより口座振替による納付へ変更することができます。口座振替での納付は納め忘れを防ぐとともに、人との接触が減り感染防止にもなります。

※10月から特別徴収が開始される方は、納税通知書の課税世帯の明細書の「年金から天引きさせていただく税額」欄に税額が記載されています。

※災害や火災、病気、倒産またはリストラによる失業などで、国民健康保険税の納付が困難なときは、分割納付や納付期限の延長、減免制度の適用などが認められる場合がありますので、お早めに国保年金課または納税課までご相談ください。

保険税の軽減

世帯の合計所得額が基準額以下の場合、保険税を軽減します。(所得の申告をしていないと軽減が受けられません) また、税制改正され、令和3年度から公的年金や給与の所得金額が最大10万円引き上げられるため、基準額を43万円に引き上げます。詳しくは、リーフレットをご覧ください。

① 平等割額の軽減

特定世帯(同一世帯内の国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保被保険者が単身となった世帯)は5年間、平等割が2分の1に軽減、6～8年目の特定継続世帯は4分の1を軽減します。

② 低所得世帯に対する軽減

国民健康保険税の軽減適用を受けている世帯で、後期高齢者医療制度への移行により国保の被保険者数が減少しても、所得や世帯構成が変わらなければ移行前と同様の軽減が受けられます。

③ 被扶養者に係る減免

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することで、当該被保険者の被扶養者から国保被保険者となった65歳以上の方は、申請することにより軽減が受けられます。

後期高齢者医療制度の保険料

保険料は、被保険者一人一人に納めていただきます。納付方法は、年金受給額などによって異なります。

納付方法(2種類)

- ・年金から天引きの「特別徴収」
- ・口座振替や納付書による納付の「普通徴収」

※特別徴収が優先されます。

① 4月の年金から天引きされている方

すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から令和4年2月に支給される年金から天引きします。

※納付済みの保険料が、決定した保険料額を上回る場合は、後日通知のうえ差額をお返しします。

② 年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、口座振替または納付書で納付してください。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回(7月～翌年2月)となります。

③ 10月の年金から天引きされる方

令和2年10月2日～令和3年4月1日の間に、75歳になられた方(②の方は除く)などは、7月～9月は納付書で納付していただき、10月の年金から天引きを開始します。

※複数の年金を受給している方は、国民年金(老齢基礎年金)を優先し、1つの年金から天引きしますので、優先順位が2番目以降の年金が基準額以上であっても、保険料が天引きされない場合があります。

保険料算定の基礎

均等割額 43,400円 所得割率 8.39%

保険料の上限額 64万円

保険料の納付方法の変更

すでに、特別徴収(年金から天引き)をされている方も、市に申し出ることにより口座振替による納付を選択できます。

保険料軽減措置

軽減額などは「保険料額決定通知書」に記載していますので、ご確認ください。

① 後期高齢者医療制度加入者と世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割が軽減されます。

② 後期高齢者医療制度に加入する直前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず均等割が2分の1軽減(加入した月から2年間)されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合は、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。

有効期限が令和3年7月31日の認定証をお持ちの方で、更新時も該当する場合は認定証を郵送しますので、申請する必要はありません。

※自己負担限度額は、世帯の所得状況により異なります。

後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります

後期高齢者医療制度に加入されている方に、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留で郵送します。届かない場合は国保年金課までご連絡ください。

新しい被保険者証(緑色)の有効期限は、令和4年7月31日となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により 収入の減少が見込まれる方

申請することで保険税(料)が減免となる場合があります。

次のいずれかの要件を満たす方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料が減免となります。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の要件すべて該当する世帯の方

- ・事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ・前年所得の合計額が1000万円以下であること。
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

☎ 国保年金課 ☎ 443-1139